

造林補助金を活用して森林整備を行った方へ

《補助金の交付を受けた森林の伐採・転用には制限があります》

県では、森林の有する公益的機能を高めるため、『森林湖沼環境税』などを活用して、健全な森林を育成する植栽や下刈り、間伐等の森林整備に造林補助金を交付しています。

補助金交付の条件として、定められた期間（補助金が交付された翌年度から5年間、または、協定等に基づく期間）、皆伐または開発などによる土地の転用を制限しています。

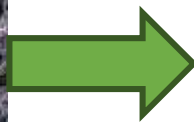
なお、制限期間内にやむを得ず伐採等をする場合は、交付を受けた補助金相当額等の返還が必要となります。

※立木の伐採・売却等をお考えになる際は、これらの制限にご注意いただき、事前に管轄する林業指導所または地元の森林組合にご相談願います。



森林の機能（低）

森林整備
(間伐等)



森林の機能（高）

【お問い合わせ先】

県北農林事務所 林業振興課（常陸太田林業指導所）
（大子林業指導所）
県央農林事務所 林業振興課（水戸林業指導所）
（笠間林業指導所）
鹿行農林事務所 林業振興課（鉾田林業指導所）
県南農林事務所 林業振興課（土浦林業指導所）
県西農林事務所 林業振興課（筑西林業指導所）
農林水産部 林業課 森林整備グループ

電話 0294-80-3370
電話 0295-72-1565
電話 029-231-2079
電話 0296-72-1174
電話 0291-33-4123
電話 029-822-7087
電話 0296-24-9176
電話 029-301-4051

